

福島県がん登録情報及び匿名化が行われた福島県がん登録情報の提供に関する審査のガイドライン

福島県がん対策推進審議会（以下、「審議会」という。）は、提供依頼申出者が提出する申出文書及びその他必要な書類が揃った上で、当該書類に基づいて、以下の1から11までの審査のガイドラインに則り、情報の提供の可否について審査を行うものとする。つまり、審議会は、情報の利用目的及び情報の適切な取扱い等の観点を中心に、提供依頼申出者の申請が、「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律第111号）（以下、「法」という。）に基づいた情報の提供及び利用に該当するか審査を行うものである。

審議会は、必要があると認められる場合には、提供依頼申出者に対し、資料の追加・修正等を求めた上で、再度審査を行うことができる。

1 情報の利用目的及び必要性

当該がんに係る調査研究の利用目的及び必要性が、がんの罹患、診療、転記等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を行うことにより、がん医療の質の向上等、国民に対するがん、がん医療及びがんの予防等についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施に資する者である等、法の趣旨及び目的に沿ったものであること。

2 同意の取得

都道府県がん情報の提供依頼申出者である（法21条第8項）場合においては、同意を得ることが必要とされており、その場合、がんに係る研究を行う者によって、以下の措置がとれていること。

- (1) 当該提供の求めを受けた都道府県がん情報に係るがん罹患した者が生存している場合にあつては、がんに係る調査研究を行う者が、当該がん罹患した者から当該がんに係る調査研究のために地域がん情報報又は都道府県がん情報が提供されることについて同意を得ていること（法第21条第8項第4号）。

ただし、小児がん患者等の代諾者から同意の取得が必要な場合においては、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）の「第5章 第13 代諾者等からのインフォームドコンセント等」に準じていること。

なお、法の施行日（平成28年1月1日）前に、調査研究の実施計画書において調査研究の対象とされる者の範囲が定められたものであり、その規模等の事情を勘案して、法の施行日後に、対象とされる者の同意を得ることが当該調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものである場合においては、「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」（平成27年12月厚生労働省告示第471号）に即した措置が講じられているときは、この限りではない。

3 利用者の範囲

- (1) 調査研究の目的及び内容から判断して、全ての利用者について氏名、所属が申出文書に記載されており、全ての利用者が当該調査研究において果たす役割が明確かつ妥当で、それが必要な限度であり、不要な者が含まれていないこと。
- (2) がんに係る調査研究のための都道府県がん情報の提供依頼申出である（法第 21 条第 8 項）場合には、提供依頼申出者が、がんに関する集計（生存率を含む）又はがんに関する統計分析の調査研究の実績を 2 以上有すること。
- (3) 調査研究の一部を委託する場合においては、委託する内容及び委託を行う必要性が、研究の目的及び内容に照らして合理的であること。また、調査研究の主要な部分の委託ではないこと。

4 利用する情報の範囲

調査研究の目的及び内容から判断し、申出文書に記載された利用する情報の範囲が妥当かつそれが必要な限度であり、不要な情報が含まれていないこと。

5 利用する情報及び調査研究方法

以下の(1)から(5)までに即していること等、調査研究の内容、方法等からして、適切に情報が利用されていること。

- (1) 提供することが可能な情報が記載されていること。
- (2) 利用する情報及び調査研究方法が、目的、調査研究の内容から判断して妥当かつ必要な限度であること。
- (3) 調査分析方法等が特定の個人を識別する内容でないこと。また、申し出た場合を除き、情報とその他個人情報とを連結する内容ではないこと。
- (4) 情報の性格に鑑みて情報の利用に合理性があり、他の情報では調査研究目的が達成できないこと。
- (5) 特定の市町村及び病院等を識別する内容ではないこと。ただし、以下のア及びイの全てにあてはまる場合にはこの限りではない。
 - ア 提供されるデータが地域性の分析・調査にのみ用いる目的であり、その目的に照らして必要な限度の範囲内で利用される場合。
 - イ 市町村又は病院等の個別の了承がある場合、又は、審議会が特に認める場合。なお、ア及びイに該当する場合にあっても、利用規約に即して利用することとする。

6 利用期間

情報の利用期間が調査研究内容から見て、整合的かつ必要な限度となっていること。ただし、都道府県がん情報を利用する場合で、利用期間を 5 年以上 15 年以内の利用期間を申し出た場合においては、調査研究の性質上、都道府県がん情報を 5 年

以上分析する必要があるものであること。

7 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

「全国がん登録 情報提供のマニュアル」の別添「利用者の安全管理措置」に示されたが措置が講じられていること。

8 調査研究成果の公表方法及び公表時期

調査研究方法と調査研究成果の公表方法及び公表時期が整合的であること。また、調査研究成果が、がん患者及びその家族をはじめとする国民に還元される方法で、公表予定であること。

9 情報の利用後の処置

「全国がん登録 情報提供のマニュアル」の別添「利用者の安全管理措置」に示された措置が講じられていること。

10 法施行前の情報に係る取扱い

法第 22 条第 1 項第 1 号に規定される情報（地域がん登録情報）の利用及び提供等について、1 から 9 までの審査のガイドラインを準用し取り扱うものとする。

11 その他

1～10 以外に、特に、審議会が設定した審査事項等がある場合は、当該事項を満たした上で調査研究が行われることが確認できること。